

令和8年度ホテル白萩専用利用助成事業実施要項

1 趣旨

公立学校共済組合宮城支部の組合員又はその被扶養者が、公立学校共済組合仙台宿泊所「ホテル白萩」を利用した場合、利用費用の一部を助成する。

2 助成金額等

- (1) 助成額 2,000円(500円4枚の利用券を配布)
- (2) 有効期限 令和9年3月31日

※ 組合員資格を喪失した場合、有効期限内でも利用券は使用できない。

3 配布及び利用対象者

- (1) 配布対象者 組合員及び任意継続組合員(以下「組合員」という。)で、令和9年1月末日までに組合員資格を取得した者
- (2) 利用対象者 組合員及びその被扶養者
- (3) 利用券は、6月下旬に組合員あて配布する。また、年度中途資格取得者に対しては、その都度配布する。

4 利用方法等

- (1) 利用可能額は会計総額の半額までとする。
- (2) 会計時に以下のいずれかを提示すること。
 - ア マイナポータルの資格情報画面(健康保険証の画面)
 - イ 「医療保険の資格情報」のPDFデータ又はプリントアウトしたもの(概ね1か月以内の日付のもの)
 - ウ 資格確認書ただし、宴会での利用等、個別での確認が困難な場合、組合員番号等を記載した利用者名簿を提出することで資格確認に代えることができる。
- (3) 助成の対象は宿泊か食事(宴会含む)であり、物販は対象とならない。(ホテルメイドの商品を除く。)
- (4) 旅費(宿泊料)が支給される公務出張における宿泊では、本利用券を使用することはできない。
- (5) 利用券と現金との引換え及び釣銭の支払いをすることはできない。
- (6) 利用券を他人へ譲渡することはできない。

上記については、令和8年4月1日から適用する。